



第 1 1 号

平成 26 年 8 月 28 日
岩手県長寿社会課

全国共通ルールと地域のネットワークづくりが必須！

認知症の身元不明・行方不明対策の巻

「身元がわからないまま、何年も施設に保護されている認知症の高齢者がいる」との報道は、全国各地に衝撃を与えました。折しも、**認知症が疑われる県内在住の高齢者が京都市内で発見**されるなど、想定をはるかに超える事態も起こりました。認知症高齢者の身元不明・行方不明対策は、もはや一市町村や県だけが取り組めば済む問題ではなく、**広域的な取組が必要**とされています。

京都市内で、認知症らしき高齢者発見



平成 26 年 5 月、京都・嵐山の寺院から、**身元の分からない女性の高齢者がいるとの通報**が警察にありました。警察が高齢者を保護し、所持していた住民基本台帳カードから本県在住の高齢者であることを確認。警察では、保護できる時間が限られており、高齢者を一人で帰すことには危険が伴うと判断。京都府警の**警察官 2 名が高齢者に同行し、本県まで送り届けていただきました。**

(※上記記載は、産経新聞及び毎日新聞の記事を参考)



警察官職務執行法の規定では

警察署では、今回のような事案があったときは、原則 **24 時間以内の保護**を行い、家族や知人等が見つからないときは、他の公的機関に身柄を引き継ぐこととされています。

○警察官職務執行法（**警職法**）抜粋

（保護）

第 3 条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して次の各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、応急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由のある者を発見したときは、取りあえず警察署、病院、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない。

（中略）

二 迷い子、病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、応急の救護を要すると認められる者（本人がこれを拒んだ場合を除く。）

2 前項の措置をとつた場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、その者の家族、知人その他の関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つからないときは、すみやかにその事件を適当な公衆保健若しくは公共福祉のための

機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならない。

3 第1項の規定による警察官の保護は、24時間をこえてはならない。(以下略)

誰が迎えに行くのか、ルールがない

問題は、警察の保護できる「24時間」が経過した後のことです。

今回の事案で問題となったのは、迷った高齢者を誰（どこ）が迎えに行くのか、ということでした。このことについて、決まったルールはありません。通常、親族がいれば迎えに行くことでしょうし、比較的近い場所であれば、市町村や地域包括支援センターの職員などが対応できたかもしれません。

ところが、今回の事案は、身元引受人はなく、**新幹線でも片道約6時間を要する遠隔地**だったことが重なり、事態をさらに難しいものとなりました。身柄を引き取るよう警察から連絡を受けた市が対応を検討している間に24時間の期限が迫り、今回は警察官が本人を本県まで送り届ける形となったようです。

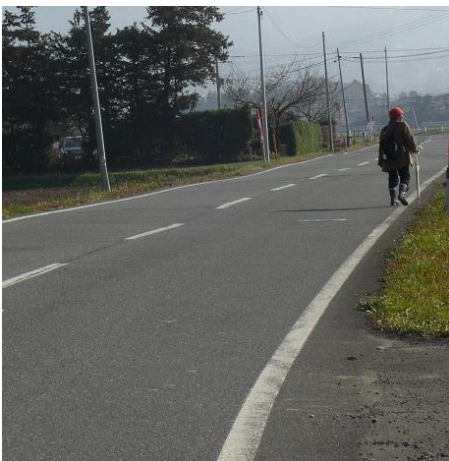
今回の事案は、認知症らしき人も、**条件さえ整えばかなりの遠出をする場合がある**ことが明らかになりました。そして、**市町村の境界を大きく越えた場所で認知症高齢者が保護されたとき、行政はどうすべきか**、大きな問題を投げかけました。

なお、この市では現在、単独での帰宅が困難となり、かつ引き取る親族がいない高齢者の保護について、新たに要領を策定し、対応することにしたそうです。



もしも、身元が特定できなかったら…？

また、今回の事案は、たまたま高齢者が（持ち歩く人がかなり少ない）**住基カードを所持**していたことで、迅速な身元の特定につながりました。極めてラッキーな事例です。では、もし所持品に手がかりが何もなかったら…？



京都では、まさか岩手の高齢者が迷っているとは普通は思わないでしょう（よほど訛りがひどければ別ですが）。近隣の府県や市町村にそれらしき搜索願（行方不明者届）が出るはずもなく、最後にはいわゆる「身元不明者」の一人として、京都の施設で暮らし続けることになったかもしれません。**身寄りのない高齢者の場合、搜索願を出す人がいない**ことも十分あり得るだけに、警察情報だけで身元を特定することには限界があります。

本県がいま考えていること

認知症高齢者の行方不明者の搜索や、身元不明者の特定は、警察の搜索活動が中心となることには何ら変わりありません。一方で、行政は行政同士のネットワークを活用し、どこかの市町村が身元不明者を保護している場合に、他市町村の行方不明者情報とマッチングを行うことにより、身元不明者の特定につながる可能性があります。

このことから、本県では、茨城県など関東地方の取組を参考に、行政ルートでの情報提供の流れを作ることを検討中です。具体的な流れについては、4～5頁のフロー図のようなものを想定しています。



ただし、これはあくまで一時的な措置です。

認知症高齢者にとって、市町村境や県境は何の意味もなく、交通手段さえあればどんな遠くにも行くことができることが、図らずも実証されました。認知症高齢者の行方不明・身元不明問題は、一つの県や市町村だけが単独で取り組んでも限界があります。最終的には、国レベルで警察と厚生労働省が相互に連携・調整を図り、全国共通ルールを整備することが必要になってきます。

現在、厚生労働省では全国の都道府県を通じて実態調査を行い、今後、対策を検討するとしていますが、その結果を待っていたのでは、取組が遅くなってしまいます。既にいくつかの県がこの問題に先行して取り組んでいます。本県でもできるだけ早く、まず自分たちでやれることをやる、それが重要だと考えています。

これまで、県レベルでは認知症施策に関して、県警本部との連携や情報交換はほとんど行われてきませんでした。しかし、認知症高齢者がますます増加する中、現に多くの行方不明・身元不明事案が既に発生していることから、全国レベルで警察と行政との情報交換など、連携体制の構築は急務です。また、特殊詐欺（いわゆる「オレオレ詐欺」など）や交通事故の予防など、高齢者への普及啓発には、警察と市町村や地域包括支援センターの連携が必要となっています。これらの取組を通じ、警察と行政の一層の連携強化を進めていきたいものです。



○「岩手県認知症市町村連絡会」開催

7月17日午後、県民会館において今年度の市町村連絡会を開催しました。当日は、行方不明・身元不明対策（案）のほか、認知症介護研究・研修東京センターの進藤由美さんによる「認知症ケアパスの作成の考え方」、仙台市介護予防推進室の甲田美千子さんによる「認知症初期集中支援チーム」の話題等、盛りだくさんの内容でした。県では、今後も各市町村の認知症施策の支援のため、様々な研修会や情報提供を行っていきます。

(大まかな流れ)

1 認知症高齢者が行方不明になった！

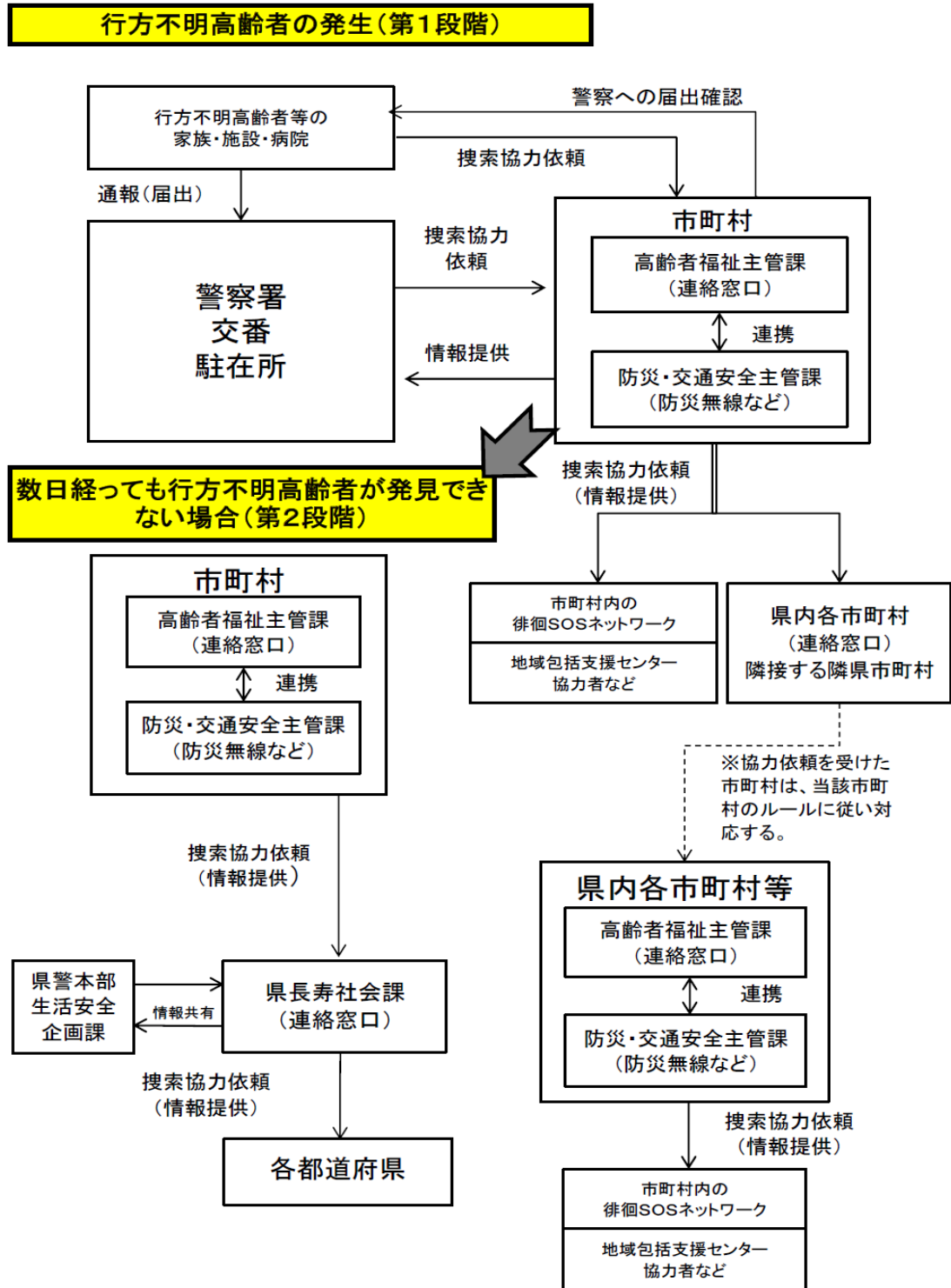
→<第1段階>家族等から捜索協力の依頼を受けた市町村は、

- ① 市町村内の関係団体（徘徊SOSネットワークなど）に情報提供依頼
- ② **県内の他市町村等**（隣接する隣縣市町村を含む）に情報提供依頼

<第2段階>

数日経っても発見されないとき、**県を通じて**各都道府県に情報提供依頼

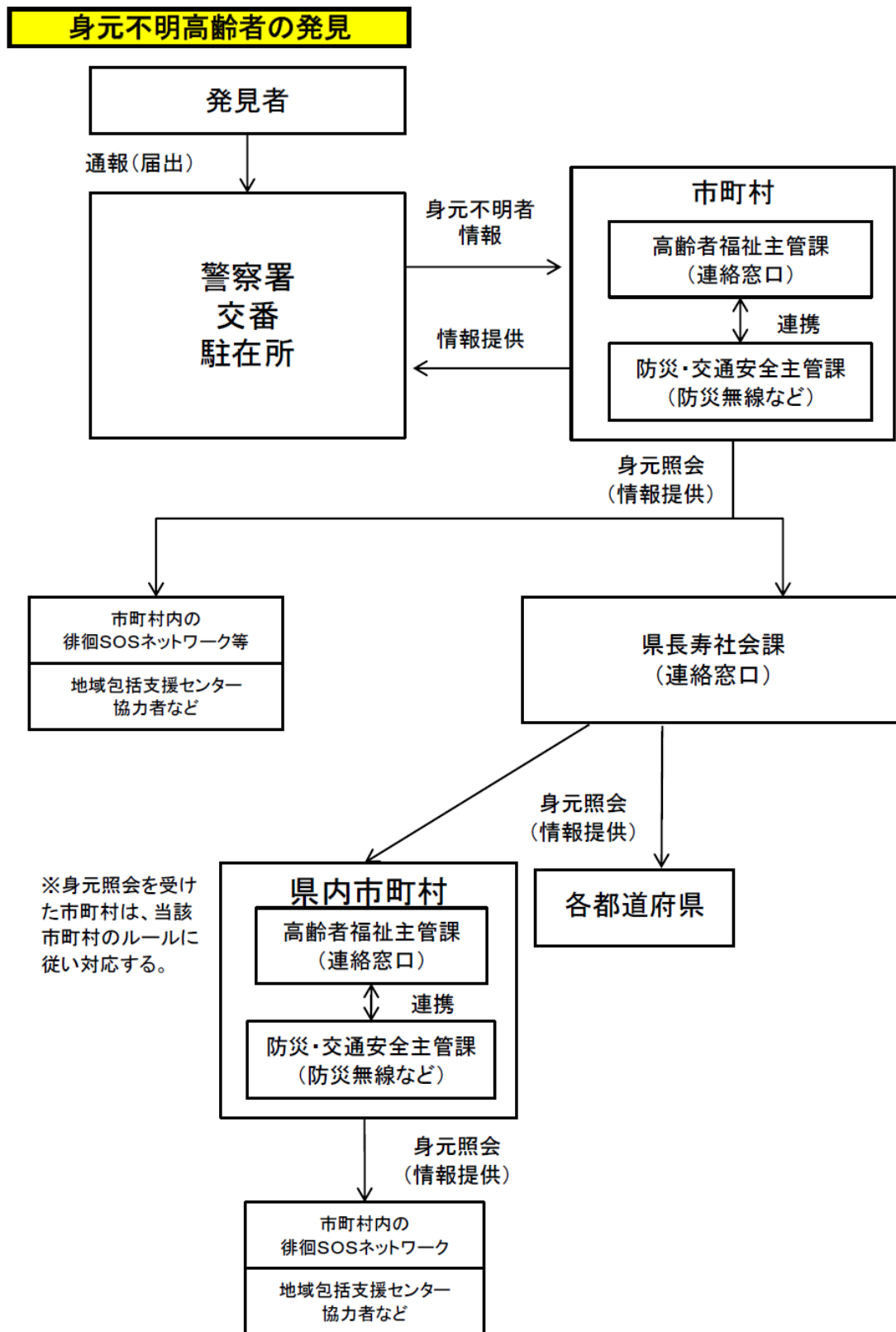
行方不明の認知症高齢者等発生時のフロー図



2 認知症らしき身元不明の高齢者を保護！

→ 身元不明の高齢者を保護した市町村は、**県を通じて**、県内各市町村及び各都道府県に情報提供依頼

身元不明の認知症高齢者等発見時のフロー図



地域の見守りネットワークの再構築を

徘徊により高齢者が行方不明になったときに備え、いくつかの市町村では「徘徊SOSネットワーク」やそれに準じた連絡網を整え、高齢者が行方不明となったときは、即座に関係機関に情報が伝わる仕組みを構築しています。関係者は、地域内で積み上げたそれぞれの情報網を生かして高齢者を発見し、声かけや警察等への通報などを行っています。地域によっては、徘徊模擬訓練などを行い、いざという時に備えているところもあります。



(徘徊SOSネットワークの構成機関例)

警察署（交番）、消防署、社会福祉協議会、民生委員、町内会、老人クラブ、介護サービス事業者、医療機関、学校、郵便局、金融機関、商店、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、理美容室、新聞配達業者、交通機関（鉄道、バス、タクシー等）の事務所（営業所）など

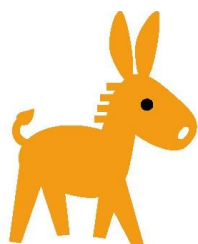
一方で、徘徊SOSネットワークがない地域や、過去に結成されたものの、現在は休眠状態となっている地域も少なからずあるようです。盛岡圏域では、今回の事件を機にネットワークの再構築に向け、周辺市町村と警察署が話し合いを始めています。



認知症高齢者の徘徊そのものをなくすことはできません。徘徊するからといって、家に閉じ込めておくわけにはいかないのです。行方不明や事故に至る前に、地域の見守りによって、少しでも早い段階で迷った高齢者を発見することができ、やれやれと胸をなで下ろしながら家に帰すことが、一番の理想です。

皆様の地域でも、これを機に「徘徊SOSネットワーク」の結成や再構築について、改めて考えてみましょう。いつか自分の親、あるいは自分自身がお世話になることがあるかもしれません。

何より「正しい知識の普及」が大切



地域において、見守り体制を構築するには、何よりも地域の皆さんが「認知症とはこういうものだ」という正しい知識を持つことが大前提です。

認知症の正しい知識を普及するには、平成18年度から各地で取り組まれている「認知症サポーター養成講座」により一層力を入れ、認知症を正しく理解する人を、少しずつでも周囲に増やしていくことが、実は一番の近道ではないでしょうか。

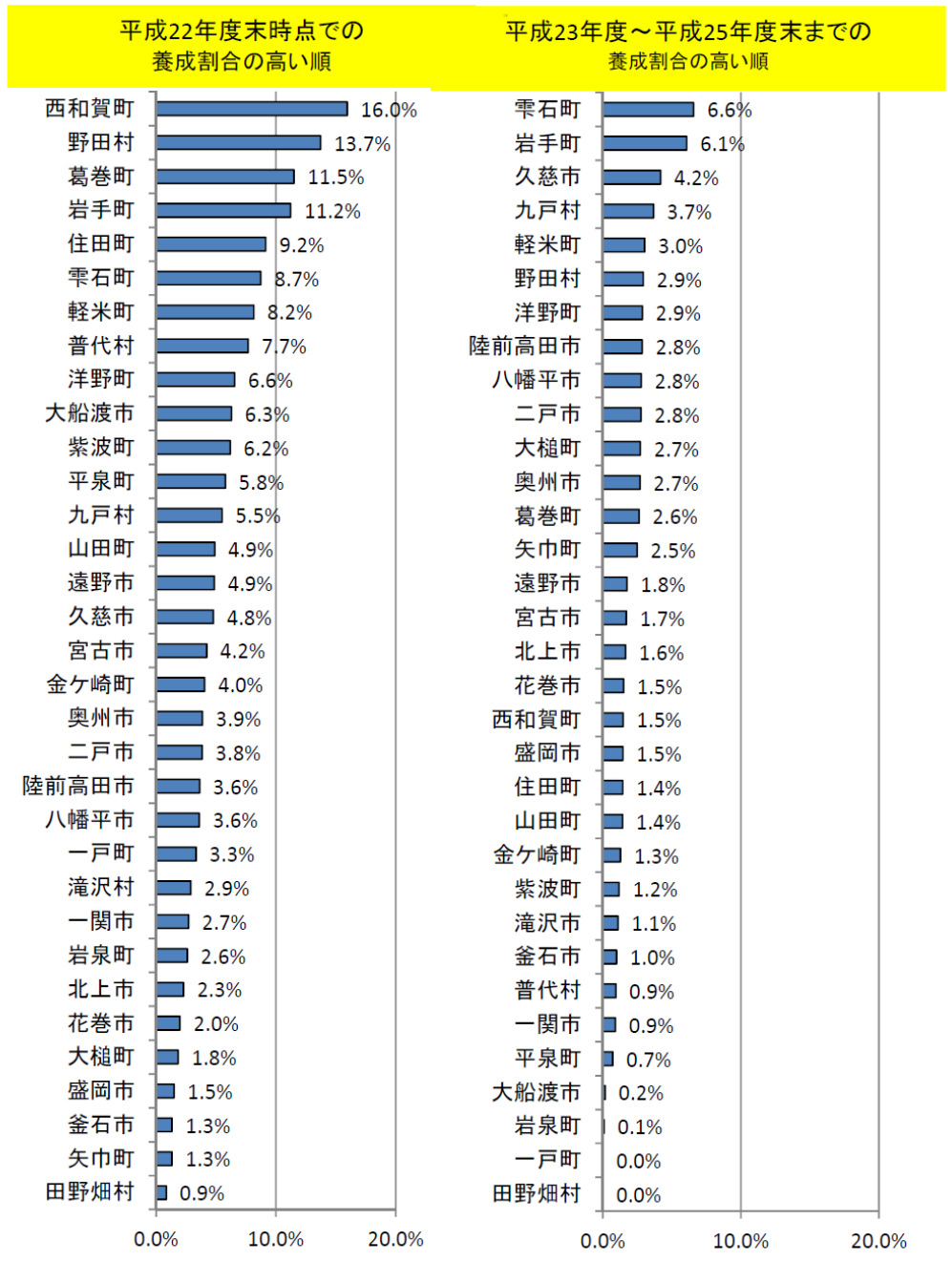
岩手県は「認知症サポーター」が人口に占める割合が、全国的にみると比較的高い方ではありますが、年々順位を下げています。制度開始直後は一生懸命取り組んだ地域でも、最近の様子を見ると、特に震災以降は**新たなサポーター養成がほぼストップ**した地域があるなど、活動の停滞が気になっています。



一方で、最近の**認知症への関心の高まり**を背景に、**より積極的に認知症サポーター養成に取り組む市町村**もあります。例えば矢巾町では、制度開始時にはサポーター養成が進んでいませんでしたが、国のモデル事業導入を機に積極的に取り組み、着々と認知症サポーターを増やしています。**その成果が、「わんわんパトロール」などに代表される、地域住民の力を生かした取組の源泉**にもなっているのです。

認知症施策は、地域包括ケアシステムの構築の中でも大きな割合を占めています。**一般の認知症への関心が高い今の時期を逃す手は、ありません。**介護保険制度改正を好機ととらえ、これまでの取組を、一歩前に進めてみましょう。

岩手県の市町村の認知症サポーター養成状況(キャラバンメイトを含む)
平成22年度までと平成23年度～平成25年度までを分けた集計



取材を終えて・・・

今号では、京都で起こった実際のお話を振り返りながら、今後必要であろう体制づくりについて書いてきました。それにしても、第一報を聞いて、旅好きの「ふ」はまず最初に「**いったいどうやって嵐山までたどり着いたんだろう??**」と不思議に感じました。新聞記事では、高齢者は新幹線で京都に行った、とさりりと書かれています。

ところが、認知症の人でなくても、**何らの手助けもなく岩手県内から嵐山に行くのは、実際のところ、かなり難しく面倒なこと**なのです。まず、「京都に行きたい」意思を明確にし、駅で乗車券と、東北・東海道両新幹線の特急券をそれぞれ買わなければなりません。次に、新幹線に乗るために改札口を通り、指定された座席に座り、東京駅では人混みの中を連絡改札口を抜け、何本も並ぶ新幹線に正しく乗らなければなりません。

京都が「途中駅」なのも気になります。ぼんやりして何となく、終点の新大阪や博多まで乗り過ごしてしまっただけで保護されたのなら分かりますが、京都では、少なくとも「意識的に」降りなければなりません。さらに、京都駅から嵐山まではかなり距離があり、上手にバスや電車などの交通機関を駆使しなければ行けないのです。

これらの様々な「関門」の数々をすり抜け、高齢者は発見された日の早朝、現に嵐山にたどり着いたのでした。その間、お寺の人が気づくまで**何もトラブルもなく、高齢者も行き方を聞くこともなく、駅員や周囲の人も誰も異変に気づかなかった**。改めて考えてみると、すごく不思議なことです。認知症ではない（はずの）うちの親だと、一人で京都に行くのはまず無理だろうなあ…。

（なんでも取材班 「ふ」）

認知症の方で、未だ行方不明の方が県内でも何人かいることが判明しています。御家族とすれば、自分の身内が行方不明になったことに引け目を感じ、周囲に知られることに抵抗があるのが一般的かと思います。

そんな中、何とか家族を見つけてほしいとの思いから、行政へ相談される御家族の方もいらっしゃいます。御家族への配慮を忘れず、行政として、どのような対応をすることが御家族の意向に沿うものなのか、十分検討を重ねて対応しなければならないと思う今日この頃でした。

（なんでも取材班 「さ」）

がんばる地域の情報、大募集！

「**ちいきで包む**」編集部では、住み慣れた地域で暮らし続けたいお年寄りを、地域ぐるみで支える取組について、情報を募集しています。下記までお寄せください。

「**ちいきで包む**」は、岩手県内市町村の地域包括ケアシステム構築をアシストするため、各地の特色ある取組や、関係する情報を発信する情報紙です。

企画・発行（問合せ先）

岩手県保健福祉部長寿社会課（本号担当：藤原・佐藤） 平成26年8月28日発行

TEL:019-629-5436 FAX:019-629-5439 E-mail:AD0005@pref.iwate.jp